

滝上町からのお知らせ（12月11日現在） 新型コロナウイルス感染症対策について

北海道内における新型コロナウイルスの感染拡大が続いていることを受け、北海道はこれまで実施してきた「集中対策期間」を令和3年1月15日（金）まで延長し、さらなる感染防止対策の徹底を道民に呼びかけています。

新型コロナウイルス集中対策期間

令和2年12月12日（土）
～令和3年1月15日（金）

今回は、北海道全域に対し、これまでの感染防止対策に以下の内容が追加されています。

※下記は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく北海道対策本部長からの協力要請です。
※北海道独自の警戒ステージは3のまま、札幌市を対象に警戒ステージ4に相当する強い措置を講じるものです。

◆12月12日（土）～12月25日（金）

○不要不急の札幌市との往来（自粛期間の延長）

※現時点では、北海道内における不要不急の往来自粛対象地域は札幌市のみとなっています。
旭川市においては、市内に向けて感染リスクを避けられない場合の外出自粛が要請されています。

○行動制限が要請されている道外地域との往来自粛

※現時点において、東京都をはじめとする首都圏、大阪府、愛知県が行動制限の要請をしています。
感染拡大状況により、要請内容は変化することから、道外地域との往来の際は、移動先の都府県の情報をご確認ください。

◆12月12日（土）～1月15日（金）

○年末年始の感染防止対策

- ・感染リスクを回避できない場合、忘年会や新年会などへの参加を控える
- ・同居者を除き「5人以上」、「2時間超」の飲食を控える
- ・年末年始の帰省は、オンライン帰省も検討する
- ・年末年始の事業所の挨拶まわりはオンラインでの方法を検討する

上記のほか、以下の感染防止対策の取組要請は継続されています。

- ・マスクの着用と手洗いの徹底
- ・体調が悪い場合の外出自粛
- ・札幌市内の接待を伴う飲食店への休業要請
- ・すすきの地区における酒類提供時間の短縮 ※詳細は各飲食店の対策をご確認ください。
- ・テレワークの推進や時差出勤などの活用
- ・国の接触確認アプリ（COCOA）や北海道のコロナ通知システムの活用

集中対策期間の延長を受け、12月25日（金）までの間、滝上町が主催する行事や会議のうち、札幌市から講師などを招くものは、可能な限りオンラインを活用した方法へ変更することとしました。
年末年始をまたぐ、長期の集中対策期間となりますが、町民の皆様には気を緩めることなく感染防止対策の実施にご協力くださいますようお願いいたします。

このお知らせに関するお問い合わせ先：滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部 感染症対策部（保健福祉課） ☎29-2111(216・234)

裏面もご覧ください